

3感対第2329号
令和4年1月31日

各 局 長
愛 知 県 企 業 庁 長
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長
愛 知 県 議 会 事 務 局 長 殿
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長
愛 知 県 各 種 行 政 委 員 (会) 事 務 局 長
愛 知 県 県 警 本 部 長

愛知県感染症対策局長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について
(通知)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応については、令和4年1月20日付け3感対第2280号で通知したところです。

この度、令和4年1月28日付けで、令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡が別添のとおり一部改正されました。

本県では、本事務連絡に基づき、下記のとおり取り扱いますので関係機関等への周知をお願いいたします。

なお、各市町村長には別に通知しています。

記

- ・濃厚接触者の待機期間については、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間で8日目に解除を可能とすること。
- ・濃厚接触者であり、社会機能維持者の方は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除が可能であること。
- ・新型コロナウイルス無症状病原体保有者の療養解除基準については、検体採取日から7日間経過した場合には8日目に療養解除を可能とすること。
- ・上記のいずれの場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。

担 当 感染症対策課医療体制整備室
統計グループ

電子メール iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp